

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第15章 (略)

料金表
通則 (略)
第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する工事費（当社が定めるものを除きます。）の合計額（以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、24 回に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用します。</p> <p>この場合において、当社は、契約者から音声利用 I P 通信網契約（音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る工事費（当社が定めるものを除きます。）について、分割支払いの請求があったものとみなして取扱います。</p> <p>イ 当社は、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその I P 通信網サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p>
(略)	(略)

2 料金額 (略)

別表1～別表2 (略)

附 則 (平成 29 年 2 月 15 日経企第 1676 号)
この改正規定は、平成 29 年 2 月 22 日から実施します。

第1章～第15章 (略)

料金表
通則 (略)
第1表 (略)

第2表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、契約者から請求があった場合（別表 2（付加機能）に規定する映像通信伝送機能に係る工事費に関する請求を除く。）は、その契約者回線の設置に関する工事費の合計額（基本工事費（2（料金額）に規定する基本額に限り。））、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費を合計した額に消費税を加算した額とします。以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、24 回に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用します。</p> <p>ただし、2（料金額）に規定する交換機等工事のみの請求があった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 当社は、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその I P 通信網サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p>
(略)	(略)

2 料金額 (略)

別表1～別表2 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章～第 15 章 (略)

料金表
通則 (略)
第 1 表 (略)

第 2 表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	<p>ア 当社は、契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する工事費（当社が定めるものを除きます。）の合計額（以下「分割対象費用」といいます。）について、当社が定めるところにより、24 回に分割して請求する取り扱い（以下「分割支払い」といいます。）を適用します。</p> <p>この場合において、当社は、契約者から I P 通信網契約（I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。）に係る工事費（当社が定めるものを除きます。）について、分割支払いの請求があったものとみなして取扱います。</p> <p>イ 当社は、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその音声 I P 通信網サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不適当と判断したとき。</p> <p>ウ 当社は、分割支払いの期間において、契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、契約者はその契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p>
(略)	(略)
(9)～(10) (略)	(略)

第 3 表～第 5 表 (略)

別表 1～別表 6 (略)

附 則 (平成 29 年 2 月 15 日経企第 1676 号)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 22 日から実施します。

第 1 章～第 15 章 (略)

料金表
通則 (略)
第 1 表 (略)

第 2 表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(略)	(略)
(略)	(略)
(8)～(9) (略)	(略)

第 3 表～第 5 表 (略)

別表 1～別表 6 (略)